介護保険施設における事故報告について（通知）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| 長第７１１号  平成１９年　１月２４日  各介護保険施設の施設長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様  各指定居宅サービス事業所の管理者  岩手県保健福祉部長  　　　介護保険施設における事故報告について（通知）  （略）  １　報告を要する事故等  (1)（略）  (2)　事故報告書の様式について  　　事故報告書の様式は別紙のとおり（既存様式の再掲）であるので、これを活用するとともに、事故の内容に応じて、本様式を補正し又は任意の様式により報告して差支えないこと。  　　また、その際、必要に応じて、関係資料等を添付すること。  (3)　新規  ２（略）  （別紙）    参考【報告経路図】（新規） | 長第７１１号  平成１９年　１月２４日  （一部改正　令和３年７月28日）  各介護保険施設の施設長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様  各指定居宅サービス事業所の管理者  岩手県保健福祉部長  　　　介護保険施設における事故報告について（通知）  （略）  １　報告を要する事故等  (1)（略）  (2)　事故報告書の様式について  　　事故報告書の様式は別紙のとおりであるので、これを活用するとともに、事故の内容に応じて、関係資料等を添付すること。  ※ 市町村（保険者）への提出は電子メールによることが望ましいが、他の方法による提出を妨げない。  (3)　事故報告書の報告期限について  　　ア　第１報は、少なくとも別紙様式内の１から６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に提出すること。  　　イ　その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。  ２（略）  別紙【様式】      参考【報告経路図】 |

備考　改正部分は、下線の部分である。

附則　１　この通知は、令和３年７月28日から施行する。

　　　２　この通知に定める様式は、この通知の施行の日以後に提出する事故報告について適用し、同日前に提出した報告については、なお、従前の例による。